

# 70～74歳のみなさまへ 医療費の自己負担割合等について

70歳の誕生日を迎える方は、誕生月の翌月（各月の1日生まれの人はその月）から医療費の自己負担額が**2割**になります。

ただし、現役並み所得者の自己負担割合は**3割**となります。なお、一定の障害により後期高齢者医療制度の対象となる人は除きます。

一 低所得者 低所得者	般 I II	2割
現役並み所得者		3割



（「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の有効期間は、毎年8月から翌年7月までです。）

## ◇減額認定証・限度額適用認定証を提示して受診した場合◇

入院及び外来の窓口での自己負担額が次のように減額されます。

入院したときは、医療費自己負担額のほかに、食事代などの一部が減額されます。

●「現役並みⅢ」・「一般」の方には認定証は交付されませんが、保険証のみで次表のとおりとなります。

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	食事療養 標準負担額
現役並み 所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 《140,100円※1》		1食 <b>460円</b> ※3
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 《93,000円※1》		
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《44,400円※1》		
一般 課税所得145万円未満等		18,000円 (年間上限額144,000円)※2	57,600円 《44,400円※1》	
低所得者Ⅱ 住民税非課税であり、 低所得者Ⅰに該当しない方		8,000円	24,600円	90日までの入院 1食 <b>210円</b> 90日を超える入院 1食 <b>160円</b> ※4
低所得者Ⅰ 住民税非課税であり、世帯の 所得が必要経費・控除(年金 所得は控除額を80万円と計 算)を差し引いたとき0円の方		8,000円	15,000円	1食 <b>100円</b>

※1：過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

※2：年間上限額は、8月～翌年7月までの累計額に対して適用されます。

※3：指定難病の医療受給者証をお持ちの方は、1食260円です。

※4：過去12か月で低所得者Ⅱの減額証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。

ご不明な点等ございましたら、倶知安町役場国保医療係（56-8006）までお問い合わせください。